

新潟市・新津市合併協議会だより

平成16年6月

発行：新潟市・新津市合併協議会



調印後、固い握手を交わす新潟県知事と新潟市・新津市の市長・議長

平成17年3月21日合併に向け、合併協定書に調印

新潟市と新津市の合併協議が終了

新潟市及び新津市は、法定の協議会である「新潟市・新津市合併協議会」を設置し、既に協議を終えている新潟市、白根市、豊栄市、小須戸町、横越町、亀田町、岩室村、西川町、味方村、潟東村、月潟村及び中之口村による「新潟地域合併協議会」の協議内容と整合性を図りながら、合併後の行政サービスやまちづくりのあり方などについて協議を進めてきました。

このたび、合併期日を平成17年3月21日とするなど、法定合併協議会で予定していたすべての項目について協議が終了したことから、第3回協議会において合併協定書の調印が行われました。

今後は新潟市議会及び新津市議会の合併議決などを経たうえで、「新潟地域合併協議会」の構成市町村と合わせ、13市町村が揃って平成17年3月21日に合併する見通しとなりました。

これまでの経過と今後の予定

これまでの経過

【平成14年9月5日】

新潟市、白根市、豊栄市、横越町、亀田町、西川町、味方村、潟東村、月潟村及び中之口村による「新潟地域合併問題協議会」（任意合併協議会）の初会合を開催

【平成14年10月25日～平成15年9月29日】

「第2回～第9回 新潟地域合併問題協議会」の開催
第2回 新津市、小須戸町が加入
第6回 岩室村が加入 構成市町村数13
第9回 協議終了

【平成15年12月議会】

13市町村議会で、「新潟地域合併協議会」（法定合併協議会）の設置議案を提案
新津市議会は議案を否決、他の12市町村議会は可決

【平成16年1月臨時会】

新津市を除く12市町村議会で、改めて法定合併協議会の設置議案を提案
12市町村議会すべてで可決

【平成16年1月29日】

新潟市、白根市、豊栄市、小須戸町、横越町、亀田町、岩室村、西川町、味方村、潟東村、月潟村及び中之口村による「新潟地域合併協議会」（法定合併協議会）の初会合を開催

【平成16年2月20日～平成16年3月14日】

「第2回～第4回 新潟地域合併協議会」の開催
第4回 協議終了 合併協定書に調印

【平成16年2月29日】

新津市で市長選挙及び合併することの是非を問う住民投票を実施

【平成16年3月議会】

新潟市議会及び新津市議会で、「新潟市・新津市合併協議会」（法定合併協議会）の設置議案を提案
両市議会で可決

新潟地域合併協議会を構成する12市町村議会で廃置分合議案を提案
12市町村議会すべてで可決

【平成16年4月1日】

「新潟市・新津市合併協議会」設置の告示

【平成16年4月2日】

両市長により、新潟県知事へ「新潟市・新津市合併協議会」設置の届出

新潟地域合併協議会を構成する12市町村長により新潟県知事へ合併の申請

【平成16年4月16日】

「第1回新潟市・新津市合併協議会」の開催
・協議会副会長互選について
・協議会予算、会議運営、協議予定について
・各種事務事業調整方針案について
・各種事務事業以外の行政制度調整方針案について
・合併の期日について
・住民説明会等を受けての課題について
・分権専門部会中間報告

【平成16年5月13日】

「第2回新潟市・新津市合併協議会」の開催
・合併建設計画案について
・区割りに対する意見・要望について
・専門部会中間報告など

【平成16年5月23日】

「第3回新潟市・新津市合併協議会」の開催
合併協定書調印

今後の予定

両市議会での合併議決
知事への申請
県議会の議決と知事の決定
総務大臣への届出と告示

【平成17年3月21日】

合併施行



協議会で合意した主な行政制度

○ 合併の方式

新津市を廃し、その区域を新潟市に編入する編入合併とする。

○ 議会の議員の任期及び定数の取扱い

市町村の合併の特例に関する法律第6条第2項及び第3項に規定する、定数に関する特例を適用する。(新津市を選挙区として増員選挙を実施します。)

新津市を選挙区として行われる増員選挙の定数は、6人になります。
(H12年国勢調査人口より算出)
任期は、新潟市議会議員の任期(H19.5.1まで)と同じになります。

○ 地方税の取扱い

個人市町村民税 法人市町村民税 固定資産税 軽自動車税 市町村たばこ税 鉱産税 特別土地保有税	新潟市の制度に統一する。
入湯税	新潟市の制度を適用する。
事業所税	新潟市の制度を適用する。 ただし、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く3年度に限り、市町村の合併の特例に関する法律第10条第1項の規定により、課税をしないこと又は不均一の課税をすることとする。なお、この場合、合併年度及びこれに続く2年度は課税をしないこととし、その翌年度は2分の1の税率とする。
都市計画税()	新潟市の制度を適用する。 ただし、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度に限り、市町村の合併の特例に関する法律第10条第1項の規定により、課税をしないこと又は不均一の課税をすることとする。なお、この場合、合併年度及びこの翌年度は現行のとおりとし、それに続く4年度は段階的に調整した税率とする。

() 都市計画税は、市街化区域内の土地と建物以外には課税されません。

新潟市の区域に、市町村の合併の特例に関する法律第5条の4第1項の規定を適用し、地域審議会を設置する。

なお、第27次地方制度調査会の「今後の地方自治制度のあり方に関する答申」における地域自治組織(地域協議会を含む)が法制化された場合、同調査会の答申を踏まえた、地域における取り組みを尊重しつつ、両市で協議し、その内容を反映させていく。

地域審議会は、旧市町村の区域を単位として設けられ、当該区域に係る事務に関し、合併市町村の長の諮問に応じて審議し、または必要と認める事項につき、合併市町村の長に意見を述べるができる附属機関です。

合併前の行政サービス水準を確保するため、新潟市役所は合併時に地方自治法上の支所とする。

ただし、

- (1) 支所については、現行の組織機能を考慮した組織体制とする。
- (2) 支所の組織については、住民生活に急激な変化を来すことのないよう配慮し、合併後の状況により再編、見直しを図る。
- (3) 住民生活に直接影響を与えない管理部門は早期に統合する。

○ 合併の期日

合併の期日は、平成17年3月21日とする。

○ 農業委員会の取扱い

農業委員会については、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項、第2項及び第3項の規定を適用し、新津市農業委員会が所管する区域に、1つの農業委員会を設置する。

当該農業委員会の選挙による委員の定数は15人とする。

なお、新潟市、白根市、豊栄市、小須戸町、横越町、亀田町、岩室村、西川町、味方村、潟東村、月潟村及び中之口村で合意されている、農業委員会の取扱いについては変更しない。

ただし、区域については、合併後の状況により新市全域で再編、見直しを図る。

○ 町字名の取扱い

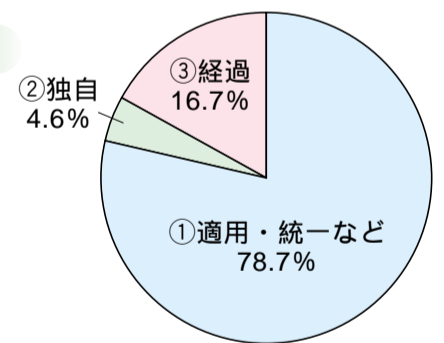
新潟市の町字名については、新潟市の意向を尊重するが、町名の重複等が生じないように調整する。

○ 慣行の取扱い

市民憲章	新潟市の制度に統一する。ただし、新潟市民憲章は、新潟市の地域の憲章として継承していく。また、合併後一定の段階で見直しを行う。
各種宣言	新潟市の制度に統一する。ただし、新潟市の各種宣言は、新潟市の地域の宣言として継承していく。
市の木と花	合併後の市の木と花の制定にあたっては、合併記念の一環として、市民に公募し、決定する。ただし、新潟市の木と花及び推奨の木と花は、新潟市の地域の木と花等として継承していく。
消防出初式	新潟市の制度に統一する。ただし、新潟地域においても、必要に応じ出初式を実施する。
成人式	新潟市の制度に統一する。ただし、開催場所については、合併後調整する。また、新潟市の事情によっては、当分の間、現行のとおりとする。

○ 各種事務事業の取扱い

住民生活に密接にかかわる事務事業216項目を協議し、以下のとおり合意しました。(13市町村による任意合併協議会では227項目でしたが、両市に制度がないものなどを協議項目から削除しています。)



区 分	項目数
新潟市の制度を適用・統一などとした事務事業	170 項目
新潟市で、独自施策を合併後も存続することとした事務事業	10 項目
新潟市で、合併後、一定の期間、経過措置を設けることとした事務事業	36 項目
合 計	216 項目

これらのうち、任意合併協議会において未調整であった「国民健康保険料率・納期等の状況」については、新潟市の調整方針を以下のとおり合意しました。

「新潟市の制度に統一する。ただし、引き続き新潟市域で国民健康保険に加入している世帯においては、合併年度は現行のとおりとする。」

新・新潟市がめざす政令指定都市像とは？

まちづくりの基本方針

新しいまちづくり

(1) 政令指定都市を目指す

新市は、合併後早期に政令指定都市への移行を実現させ、さらなる住民福祉の向上を図りたいと考えます。

政令指定都市には一定の範囲ごとに区が設定され、区役所が設置されます。区役所は単なる窓口事務の処理や本庁の出先機関としてのものだけでなく、市民の行政に対する要望に可能な限り総合的、完結的に対処できるとともに、市政と市民をつなぐパイプとしての役割と区域における企画調整機能をあわせ持つものと考えます。

また、区役所には新市全体の調和を図りつつ、市民に身近な行政サービスはもろろのこと、できるだけ多くの権限を移譲するとともに、住民自治の一層の充実を図り、地域で育んできた数々の優れた伝統や個性ある地域文化を一層発展させ、各地域の多様な個性と活力が活かされたまちづくりが進められ、一つの市として大きな魅力を発揮できる分権型の政令指定都市を目指します。

(2) 新市の基本理念

新市は、優れた都市機能と豊かな自然環境との調和・共存を図り、学術や研究開発の充実、空港・港湾などの都市基盤の一層の強化などにより、活力にあふれた産業の集積と国内外との多様な交流を実現し、日本海側の中枢拠点都市・環日本海圏の国際交流拠点都市としての発展を目指すとともに、全国有数の農業基盤を活かし、先進的な取り組みにより農業をはじめとした関連産業の活力ある発展を図ることで「田園型政令指定都市」の実現を目指します。

そして、目指すべき姿としての基本理念は、

『世界にはばたく交流拠点の実現』

『高次都市機能と豊かな自然環境との調和・共存』

とします。

(3) まちづくりの方向

2つの基本理念を実現するために、以下の5つの施策の方向を設定します。

5つの施策の方向

- 『活力ある産業が展開するまち』
- 『多様な交流ができるまち』
- 『自然と共生できるまち』
- 『ゆとりと潤いのあるまち』
- 『一人ひとりの思いを受けとめるまち』

13市町村の現況

市町村名	人口	世帯数	面積 (km ²)
新潟市	527,324	203,283	231.94
新津市	65,860	19,965	78.28
白根市	40,012	10,913	77.06
豊栄市	48,997	14,051	76.85
小須戸町	10,454	2,863	16.91
横越町	10,795	2,940	23.62
亀田町	32,061	10,217	16.82
岩室村	10,042	2,743	36.11
西川町	12,365	3,392	24.76
味方村	4,805	1,143	14.44
新潟まつり	3,831	961	9.04
白根大風合戦	6,454	1,389	23.96
岩室温泉	3,831	961	9.04
中之口村	6,483	1,533	20.16
合計	779,483	275,393	649.95

人口、世帯数：平成12年国勢調査 面積：平成15年2月7日現在

交通体系の整備

放射状と環状道路網整備
多様な交流を支えるネットワーク
国際交流拠点としての発展

産業の振興

既存産業の振興
特色ある新産業の創出
多機能型農業の振興
魅力あふれる観光資源の活用

自然と共生できるまちづくり

水と緑、自然環境の保全と活用
災害に強いまちづくり

新・新潟市には他の大都市には見られない大きな財産があります。広大な新潟平野に見られるように、平坦で土地の利用がしやすく、自然や田園が多く残されている点です。
新・新潟市は高次都市機能と豊かな自然環境とが調和・共存する「田園型政令指定都市」、地域コミュニティを核として、住民と行政が協働のまちづくりを進める「分権型政令指定都市」をめざします。



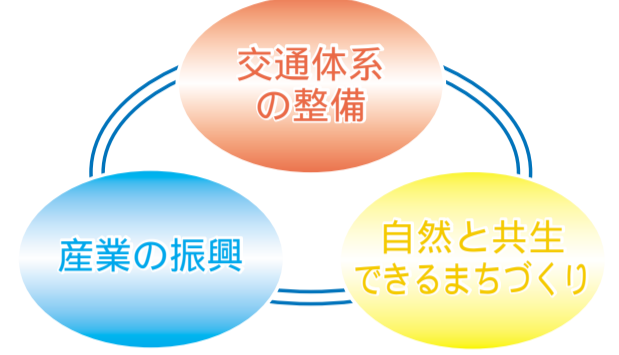
《イメージ図》

合併建設計画

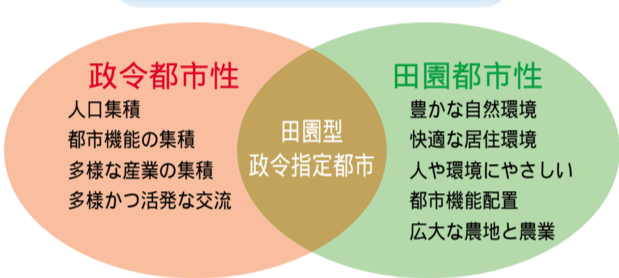
合併後10年間の新しいまちづくりを着実に進めるための基本的指針となるものです。「世界にはばたく交流拠点の実現」「高次都市機能と豊かな自然環境との調和・共存」を基本理念として掲げ、これを実現するために必要な事業を盛り込んでいます。

合併後のまちづくりの姿をより明確にするため、下記の3つを骨格となる施策（リーディングプロジェクト）として位置付けています。

【骨格となる施策（リーディングプロジェクト）】



田園型政令指定都市のイメージ



田園型政令指定都市をめざします。

新市は、地域に広がる水辺空間、里山や農地などの自然環境と高速交通網や高い産業集積に代表される高次都市機能が調和・共存した都市をめざします。

また、日本海側の中枢拠点として、人口・産業・都市機能をさらに集積し、多様で活発な交流の充実を図りながら、その豊かな自然環境、快適な居住環境を守りつつ、人や環境にやさしい都市機能の配置に努めます。新潟地域の特性である広大な農地や農業生産力を生かしながら、住む人・訪れる人すべてが、都市の魅力と自然の魅力を共有できる「田園型政令指定都市」をめざします。

分権型政令指定都市をめざします。

行政区にできるだけ多くの権限を委ねるなど、地域の実情に応じたきめ細かな特色あるまちづくりを支えます。こうした13市町村の地域の持つそれぞれの良さ、特性を踏まえた市民と協働のまちづくりを推進し、「分権型政令指定都市」の実現をめざします。

- ### 主な建設計画登載事業
- 新潟大外環状道路整備事業
 - 幹線道路整備事業
 - （ 現道 - - - 計画・構想道路）
 - 新潟駅周辺市街地整備及び連続立体交差事業
 - 新潟駅前周辺整備事業
 - 豊栄駅前周辺整備事業
 - 亀田駅前周辺整備事業
 - 農村振興総合整備事業（地域資源循環管理）
 - 越後首根駅地下歩道整備事業
 - 二本木地区開発事業（新駅設置・パーク＆ライド）
 - 蒲ヶ沢地区交通結節点（新駅設置・パーク＆ライド）調査事業
 - 白根地域総合交通ターミナル調査事業
 - バス運行円滑化事業
 - 巻湯東インター駐車場整備事業
 - 新たな交通システム調査事業
 - 新潟東港物流団地整備事業（横土居地区）
 - 総合卸売センター整備事業
 - 豊栄地区生活応援拠点調査事業

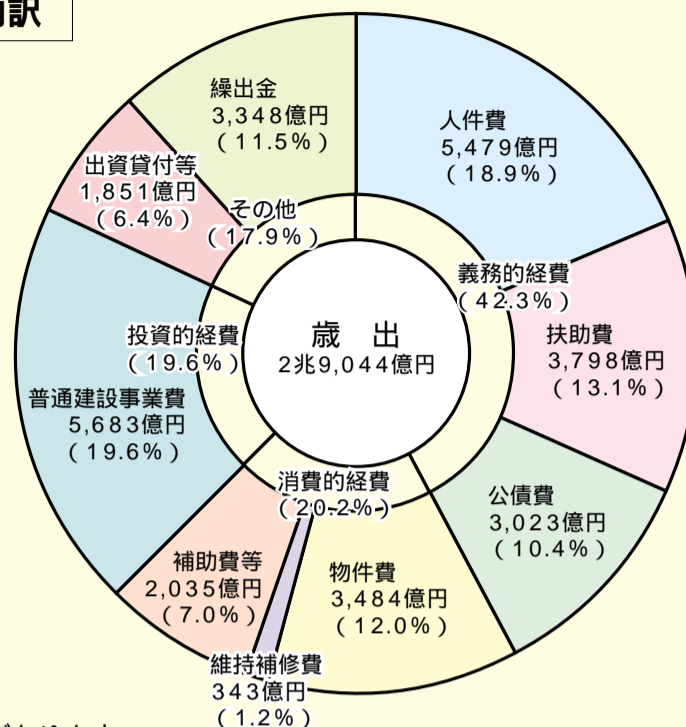
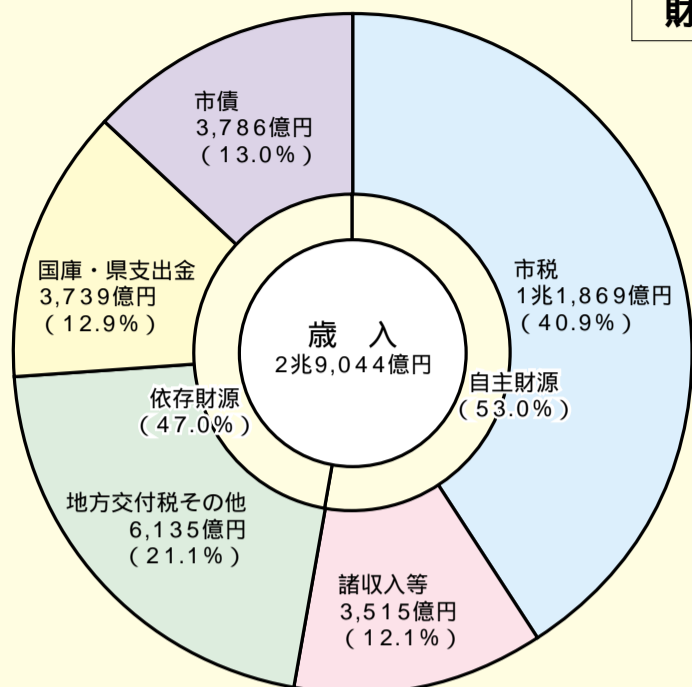
- ### 主な建設計画登載事業
- CCZ整備推進事業
 - 福島島菱荘拡張事業
 - バイオマスエネルギー活用推進事業
 - 植物園（農業センター）整備事業
 - シンボルゾーン周辺整備事業
 - 一般環境大気測定所整備事業
 - 農業体験型大規模公園整備事業
 - 資源循環センター建設事業
 - 観光複合施設建設事業
 - 防災気象情報システム整備事業
 - 防災行政無線整備事業
 - 公共下水道整備事業（雨水）
 - 雨水排水緊急対策事業
 - 一般河川東大通川河川改修事業
 - 一般河川覚路津大通川河川改修事業
 - 一般河川能代川河川改修事業
 - 一般河川中ノ口川広域河川改修事業
 - 秋葉公園整備事業
 - 八幡山遺跡史跡公園整備事業
 - 里山保全活用事業

新市（13市町村ベース）の財政計画について

新市の合併後10年間の歳入・歳出見込みを普通会計ベースで試算したものです。この見込みには合併に伴う行政制度調整や合併建設計画の費用、合併に伴う各種財政支援のほか、定員管理適正化、事務費の縮減、給与制度の見直しなどによる行財政の効率化を織り込んでいます。

なお、地方財政については厳しい状況にあることから、より一層の財政の健全化に努めるとともに、将来の社会経済状況の変化に応じ、必要な見直しを行う場合があります。

財政計画の内訳



(注) 端数処理のため、各項目の足し上げが合計数値に一致しないことがあります。

合併に対する主な財政支援措置

合併特例債

市町村建設計画に基づく特に必要な事業の経費に対し、合併特例債を充当(95%)し、元利償還金の70%を普通交付税で補てんする支援措置。

普通交付税の算定替

合併後10力年度は、合併しなかった場合の普通交付税額を全額保障し、その後5力年度にわたり激変緩和措置を講ずる支援措置。

住民説明会等で出された意見・質問等

Q 地域産業の振興について（花き・園芸などの地域産業や里山・石油・鉄道などの観光産業を活用した特色ある地域振興、バイオの街への期待が強い。）

A 合併建設計画における施策体系「活力ある産業が展開するまち」の中に下記の内容を盛り込みました。

「地場産業は、生活様式の変化、安価な輸入品の流入、知名度不足などから、売り上げが低迷しており、さらに後継者不足が深刻化しています。このため、新たな製品開発や販路の拡大を支援するとともに、人材の確保・育成に努めます。」

「各地域の特性を活かすことによって、観光やコンベンションのほかに食や環境などといった市民生活にかかわる多くの分野で市場に膨らみをもたせることができ、新たな産業の創出が期待され、起業支援を進めることにより新たな雇用の創出も可能になります。農業産品・加工食料品の一大産地である新潟の特性を活かすために、産学官民の連携によるバイオ関連分野の研究、技術開発の拠点として新潟バイオリサーチパークの形成を促進します。さらに、県立試験研究機関や財にいがた産業創造機構などとも広く連携を強化して、産業の振興、創出を図っていきます。」

Q 中心市街地の活性化について（駅周辺など、地域の中心地となる市街地の活性化を図る施策を要望する声がある。）

A 合併建設計画における施策体系「活力ある産業が展開するまち」の中に下記の内容を盛り込みました。

「各地域の商店街は人口の流出、生活様式や習慣の変化、また大型店の出店の影響などにより、厳しい状況におかれています。地域コミュニティの核として、その地域社会の形成に大きな役割を果たしてきていることから、商店街が取り組む魅力あるまちづくりに向けた自主的な活性化事業を支援していきます。」

Q 地名存続への要望について（現在の地名存続を望む声が多い。）

A 町字名については、基本的に新津市における地元の意向を十分尊重しながら調整を図ることで合意しています。

Q 支所・区役所機能について（地域住民の利便性と地域に密着した行政サービスを十分に考慮した支所・区役所機能を望む声強い。）

A 支所機能については、合併前の行政サービス水準を確保し、住民生活に急激な変化をきたすことのないよう配慮するという調整方針に基づき、組織を担当する部署で検討を加えながら、両市長で協議していきます。

また、政令指定都市移行とともに設置される区役所は、新市のめざす分権型政令指定都市の基本となることから、日常生活に密接に関わりのある行政サービスを完結して提供でき、住民との協働の拠点となるようにします。そのため、各区の特色あるまちづくりの推進に必要な予算・契約などの執行権限や一定の職員の人事権など、区長への権限委譲について、今後十分に検討を進めます。

Q 里山の保全と活用について（市民の貴重な財産である里山の保全と活用を望む声強い。）

A 合併建設計画における施策体系「自然と共生できるまち」の中に下記の内容を盛り込みました。

「新市の魅力である豊かな自然を活用し、環境保全・自然保護の心を育みます。このため、里山として市民に親しまれている新津丘陵の整備や環境教育の場としても利用されている福島潟の菱風荘の拡張などに取り組みます。」

「新市は、豊かに広がる田園、水辺、緑地及び里山を有しており、さらに佐渡・弥彦・米山国定公園に指定されている山と海があります。それらの新市の魅力となる豊かな自然環境を活用したまちづくりを進めていきます。」

新潟市・新津市合併協議会で合意した内容など、ご不明な点・ご質問については、協議会ホームページをご覧ください。事務局または両市の各担当へお問い合わせください。

新潟市・新津市合併協議会事務局（新潟市役所内） ☎025-228-1000 ホームページ： <http://www.niigatachiiki-gappei.jp/>
 新潟市広域合併推進課 ☎025-228-1000 ☎025-223-1557 新津市企画調整課合併推進室 ☎0250-24-2111 ☎0250-22-0228